

第2回東日本大震災救援・支援本部会議 次第

日時:平成23年(2011年)3月18日(金)

11:30～12:00

場所:幹部会議室

1 開会

2 本部長あいさつ

3 議事

本市の東日本大震災被災地に対する救援活動及び支援活動について

4 閉会

【会議資料】

資料1 平成23年(2011年)東日本大震災について

資料2 本市の東日本大震災被災地に対する救援活動及び支援活動について

資料3 東日本大震災救援・支援本部設置要綱

平成 23 年(2011 年)3 月 18 日
消 防 局

平成 23 年(2011 年)東日本大震災について

[平成 23 年(2011 年)3 月 17 日 午前 8 時現在]

1 地震の概要

- (1) 発 生 日 時 平成 23 年(2011 年)3 月 11 日(金)午後 2 時 46 分頃
 (2) 震 源 三陸沖(北緯 38.1 度、東経 142.9 度)
 (3) 震 源 の 深 さ 24 km(暫定値)
 (4) 規 模 マグニチュード 9.0(暫定値)
 (5) 各 地 の 震 度 最大震度 6 弱以上
 (震度 7) 宮城県:栗原市
 (震度 6 強) 宮城県:仙台市、涌谷町、登米町、大崎市、名取市ほか
 福島県:白河市、須賀川市、二本松市、鏡石町ほか
 茨城県:日立市、笠間市、筑西市、鉾田市
 栃木県:大田原市、宇都宮市、真岡市、高根沢町
 (震度 6 弱) 宮城県:気仙沼市、南三陸町、白石市、角田市ほか
 福島県:郡山市、桑折町、国見町、川俣町ほか
 茨城県:水戸市、常陸太田市、高萩市、北茨城市ほか
 栃木県:那須町、那須塩原市、芳賀町、那須烏山市ほか
 岩手県:大船渡市、釜石市、滝沢村、花巻市ほか
 群馬県:桐生市
 埼玉県:宮代町
 千葉県:成田市、印西市
 (6) 津波警報等 11 日午後 2 時 49 分 大津波警報及び津波警報を発表
 12 日午前 3 時 20 分現在
 大津波警報:北海道太平洋沿岸東部、北海道太平洋沿岸中部、北海道太平洋沿岸西部、岩手県、宮城県、福島県、青森県太平洋沿岸、茨城県、千葉県九十九里・外房
 津波警報:伊豆諸島、青森県日本海沿岸、千葉県内房ほか
 13 日午後 5 時 58 分で、大津波警報及び津波警報はすべて解除
- ※ その他の地震 11 日 最大震度:6 弱×1 回、5 強×2 回
 12 日 最大震度:6 強×1 回、6 弱×2 回
 15 日 最大震度:6 強×1 回

2 被害の状況

- (1) 人的被害
 死者 4,314 名、行方不明 8,606 名 計 12,920 名、負傷者 2,285 名
 (2) 物的被害
 全壊 3,562 棟、半壊 8,429 棟、一部破損 69,974 棟
 (3) 火災発生状況
 269 件(263 件鎮火)
 (4) 福島第一原子力発電所等における事故の状況
 ア 事故の経過
 12 日 午後 3 時 56 分 福島第一原子力発電所(1 号機)で爆発発生
 14 日 午前 11 時 01 分 〃 (3 号機)で爆発発生
 15 日 午前 6 時 14 分 〃 (2 号機)で何らかの異常発生
 午前 9 時 38 分 〃 (4 号機)で火災発生

イ 事故に伴う内閣総理大臣の指示

- (ア) 福島第一原子力発電所の20km圏内及び福島第二原子力発電所の10km圏内の住民に対し、内閣総理大臣から避難指示
- (イ) 福島第一原子力発電所から20km以上30km圏内の住民に対し、内閣総理大臣から屋内退避指示

3 政府の対応

11日 午後 2時46分 官邸対策室設置
 午後 3時14分 緊急災害対策本部設置
 午後 3時37分 第1回緊急災害対策本部会議開催
 午後 3時38分 関係閣僚会議開始
 午後 5時05分 原子力災害対策本部設置
 午後 7時03分 第1回原子力災害対策本部会議開催

16日 午後 4時00分まで 緊急災害対策本部会議を11回、原子力災害対策本部会議を9回開催

4 都道府県の被害状況

都道府県	人的被害（人）				建物被害（件）		
	死者	行方不明	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損
北海道	1			3			
青森県	3	1	6	60	100	8	1
岩手県	1,482	3,318	144		76	36	114
宮城県	2,244	2,362	149	473	351	287	571
秋田県			2	6			3
山形県	1		8	13	37	78	
福島県	533	2,919	220		2,413	958	6,944
東京都	7		13	64	3	6	239
茨城県	19	1	641		197	6,350	29,128
栃木県	4		16	89	39	519	18,571
群馬県	1		13	22			10,085
埼玉県			6	35		5	1,800
千葉県	16	5	7	166	346	182	2,510
神奈川県	3		122				8
新潟県				2			
静岡県			1	3			
高知県				1			
合計	4,314	8,606	2,285		3,562	8,429	69,974

5 政令指定都市の被害状況（17 日午前 7 時 0 0 分現在判明分）

都市名	人的被害（人）				建物被害（件）			火災 （件）	鎮火 （件）
	死者	行方 不明	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部 破損		
仙台市	13		119					62	62
さいたま市	1			15		1		1	1
千葉市			1	17				18	18
横浜市	2			2	1			3	3
川崎市			6	10				2	2
相模原市				4					
静岡市			1	2					
合計	16		177		1	1		86	86

本市の東日本大震災被災地に対する救援活動及び支援活動について

1 救援・支援本部の設置

(1) 広島市東日本大震災救援・支援本部の設置【健康福祉局】

〔目 的〕 東日本大震災の被災地での救援活動及び支援活動に関する庁内の連携と情報の共有化の推進を図るため設置

〔設置日〕 3 月 1 4 日 (月) 同日、第 1 回本部会議を開催

2 救援活動

(1) 緊急消防援助隊の応援出動【消防局】

消防庁長官からの要請により、緊急消防援助隊を派遣

○ 第 1 次派遣隊

【航空隊】

〔概 要〕 人命救助、救急搬送、情報収集活動等

〔期 間〕 3 月 1 2 日 (土) 午前 6 時 2 6 分出動

〔人数等〕 職員 7 名、ヘリコプター 1 機

〔派遣先〕 岩手県花巻市

【陸上隊】

〔概 要〕 人命検索、救助、救急活動等

〔期 間〕 3 月 1 2 日 (土) 午前 9 時 0 0 分出動

〔人数等〕 職員 2 9 名、救助工作車・消防車等 8 台

〔派遣先〕 宮城県名取市

○ 第 2 次派遣隊

【陸上隊】

〔概 要〕 第 1 次派遣隊と合流して人命検索、救助活動等

〔期 間〕 3 月 1 4 日 (月) 午後 9 時 0 0 分出動

〔人数等〕 職員 2 1 名、消防車・燃料補給車等 5 台

〔派遣先〕 宮城県名取市

※ 現地での活動状況を考慮し、定期的に交替要員を派遣予定

3 支援活動

(1) 応急給水のための職員派遣【水道局】

社団法人日本水道協会からの要請により、職員を派遣

〔概 要〕 給水拠点における応急給水活動

〔期 間〕 3 月 1 2 日 (土) ～ (終期末定)

〔人数等〕 職員 9 名、給水タンク車 2 台、普通車 2 台

〔派遣先〕 茨城県行方 (なめがた) 市、岩手県盛岡市 (3/16～)

※ 現地での活動状況を考慮し、定期的に交替要員を派遣予定

(2) 放射線量測定チームの派遣【健康福祉局】

「放射線被曝者医療国際協力推進協議会（H I C A R E）」が派遣した放射線技師等で構成する放射線量測定チームの一員として職員を派遣

〔概 要〕放射線量測定機器を持参し、避難住民の放射線量測定等を実施

〔期 間〕3月16日（水）～3月22日（火）

〔人数等〕広島赤十字・原爆病院職員2名、広島大学職員1名、財団法人放射線影響研究所職員1名、広島県職員1名、広島市職員1名 計6名

〔派遣先〕福島県内の避難所

(3) 保健師等の派遣【健康福祉局】

厚生労働省からの要請により、保健師等を派遣

〔概 要〕被災地における避難住民の健康相談等

〔期 間〕3月17日（木）～4月27日（水）

〔人数等〕健康福祉局及び各区保健センターから、保健師2名、サポート要員2名を1班とし、順次交替で延べ9班（計36名）を派遣予定

〔派遣先〕宮城県仙台市宮城野区

(4) 医師、診療放射線技師等の派遣【健康福祉局・病院事業局】

厚生労働省からの要請により、医師、診療放射線技師等を派遣

〔概 要〕避難住民の放射線被曝量の測定、健康チェック、除染等

〔期 間〕3月18日（金）～4月29日（金）

〔人数等〕健康福祉局、各区保健センター及び病院事業局から、医師1名、診療放射線技師1名、サポート要員1名を1班とし、順次交替で延べ10班（計30名）を派遣予定

〔派遣先〕福島県

(5) 被害状況調査のための職員派遣【下水道局】

「20大都市災害時相互応援に関する協定」に基づく仙台市からの要請により、職員を派遣

〔概 要〕管路施設、処理場及びポンプ場の被害状況調査

〔期 間〕3月18日（金）～（終期末定）

〔人数等〕職員11名、トラック1台、普通車3台

〔派遣先〕宮城県仙台市

(6) 支援物資の搬送【消防局】

「20大都市災害時相互応援に関する協定」に基づく仙台市からの要請により、備蓄物資を搬送

〔概 要〕マツダスタジアム内備蓄倉庫のすべての備蓄物資を搬送

〔日 時〕3月13日（日）

〔搬送物資〕毛布15,000枚、乾パン9,000食、アルファ米4,000食、簡易トイレ300箱、大人用おむつ200枚、子供用おむつ1,000枚、生理用品4,500枚

〔搬送先〕宮城県仙台市（宮城県消防学校）

(7) 義援金の受付開始【全局・区等】

募金箱の設置及び窓口受付を開始。受け付けた義援金は日本赤十字社の専用口座により被災地へ送金

〔開始日〕 3月13日（日）

〔募金箱設置場所〕 市役所本庁舎、各区役所、各出張所、各区地域福祉センター、各公民館、各区民文化センター、各区図書館、各区スポーツセンター、平和記念資料館、まちづくり市民交流プラザ等 191施設（3月16日現在）

〔窓口受付〕 健康福祉局健康福祉企画課、各区厚生部生活課及び各出張所

〔義援金額〕 1,079万649円（3月16日現在）

(8) 広島市としての義援金支出の決定【企画総務局】

〔金 額〕 1億2,000万円（市民1人当たり100円相当。予備費を充当）

※ 今後、被災地の状況等を注視し、必要となれば、今年度予算の執行残の活用などによるさらなる支出を検討

(9) 広島市被災者支援ボランティア本部の設置【市民局】

広島市災害ボランティア活動連絡調整会議（広島市社会福祉協議会、広島商工会議所、ひろしまNPOセンター、広島市等で構成）による被災者支援ボランティア本部の設置

〔設置場所〕 広島市社会福祉協議会ボランティア情報センター内

〔設置期間〕 3月17日（木）～（終期末定）

〔主な業務〕 ① ボランティアの事前登録

② 被災地のボランティア情報の収集・提供

③ 被災地の要請に応じたボランティアの派遣調整

(10) 中小企業向けの特別相談窓口の開設【経済局】

東日本大震災の影響を受けた中小企業を対象とした特別相談窓口を開設

〔開始日〕 3月15日（火）

〔概 要〕 資金繰りや各種融資の相談等

〔開設場所〕 経済局地域産業支援課、広島市中小企業支援センター

〔相談件数〕 3件（3月16日現在）

(11) 市営住宅の一時使用【都市整備局・都市活性化局】

被災者に対し市営住宅を提供

〔対象戸数〕 13住宅73戸（中、東、南、西、安佐北区にある市営住宅）

〔使用期間〕 使用許可日から6か月間

ただし、期間更新が必要な場合は、6か月間を限度として更新可

〔使用料〕 全額免除

〔受付窓口〕 一時使用する市営住宅のある区役所建築課、段原再開発部計画課

〔入居世帯数〕 0件（3月16日現在）

〔相談件数〕 13件（3月16日現在）

(12) 市内へ転入した被災者に対する企業等からの応援品の提供【経済局】

市内へ転入して新たな生活を始めようとする被災者を支援するため、日常生活品の提供を市内企業等へ要請

〔申出企業及び提供物品〕株式会社アスティ バスタオル、タオル

(13) 各種手続等における特例措置

- 転入手続の特例（転入手続に必要な書類がない場合でも必要事項を確認の上で住民票の記載を行う。）【企画総務局】
- 住民票の写しの交付等手数料の免除【企画総務局】
- 広島市立大学の入学手続の特例（震災により期間内に入学手続ができなかった者に対する受付の実施）【企画総務局】
- 市税の申告、納付等の期限の延長【財政局】
- 市税等に関する証明手数料の免除【財政局】 等

4 情報提供

(1) 震災関連情報の提供【企画総務局】

安否確認相談窓口等の震災関連情報や本市の支援活動等をホームページなどで情報提供

- 広島市ホームページ：震災関連情報、義援金、ボランティア活動、本市の支援の取組等
- デジタルサイネージ：震災関連情報、義援金等

（市内の民間企業等が運営しているデジタルサイネージと連携し、幅広く情報提供を実施）

5 今後実施する予定の活動

(1) 広域救急搬送への対応【消防局】

被災地の救急患者が航空機等で本市へ搬送される場合の医療機関への救急搬送

(2) その他職員の派遣

今後、ごみ・し尿収集運搬活動や被災建築物の危険性の判定業務、医療救護業務、保育士・児童福祉司等による子どもの支援業務などに職員を派遣することを検討中

(3) 支援物資の搬送【消防局】

総務省消防庁からの要請により、備蓄物資を搬送

〔日 時〕 調整中

〔搬送物資〕 毛布 7, 000 枚

〔搬送先〕 岩手県及び宮城県

(4) 支援物資の受付【健康福祉局】

市民からの支援物資を受付

〔受付期間〕 3月20日（日）～3月22日（火）

〔受付場所〕 マツダスタジアム内備蓄倉庫（21日はシャトルバス乗場）

〔提供物資〕 タオル・バスタオル、肌着・下着、靴下（新品・未開封品）、保存食（レトルト食品、カップ麺等）、ペットボトル入り飲料水

(5) 本市の支援活動等の情報提供【企画総務局・都市活性化局】

ア 広報紙「ひろしま市民と市政」及びメールマガジン「ひろめーる」において、本市の支援活動等の情報を提供

〔掲載開始日〕

○ 広報紙「ひろしま市民と市政」 4月1日号

○ メールマガジン「ひろめーる」 3月25日号

イ メールマガジン「ひろしまファンクラブ」において、ひろしま市民パブリシストが本市の支援活動等の情報を提供

〔掲載開始日〕 3月24日（木）

6 今後想定される活動

(1) 福祉業務等各種業務支援のための職員の派遣【全局】

(2) 被災児童生徒の受入等【教育委員会】

(3) 転入児童生徒の健康相談等【教育委員会】

(4) 被災生徒等に対する入学支援金の支給【教育委員会】

東日本大震災救援・支援本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 平成23年(2011年)3月11日に発生した地震等による東日本大震災の被災地で
の救援活動及び支援活動に関する庁内の連携と情報の共有化の推進を図るため、東日本大震災
救援・支援本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 救援活動及び支援活動に関する情報交換と情報共有に関すること
- (2) 救援活動及び支援活動に係る関係部局間の調整に関すること
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、三宅副市長、米神副市長の順序
により、その職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、本部長が必要と認めたときに招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、その意見又は説
明を求めることができる。
- 3 本部は、必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる事務のうち、特定の事項につ
いて協議し、又は検討する場を設けることができる。

(事務局)

第6条 本部の事務局は、健康福祉局に置く。

(委任規定)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月14日から施行する。

別表（第3条関係）

企画総務局長、企画総務局ＩＣＴ・クロスセクション調整担当局長、財政局長、市民局長、健康福祉局長、こども未来局長、環境局長、経済局長、都市活性化局長、都市整備局長、都市整備局指導担当局長、道路交通局長、下水道局長、会計管理者、消防局長、水道局長、病院事業局事務局長、教育長、中区長、東区長、南区長、西区長、安佐南区長、安佐北区長、安芸区長及び佐伯区長